

小松加賀環境衛生事務組合職員定数条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 5 号

改正 平成13年 3 月31日 条例第 2 号
改正 平成17年12月 1 日 条例第 2 号
改正 平成26年 3 月13日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、小松加賀環境衛生事務組合に常時勤務する職員（6 月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の定数について定めることを目的とする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

管理者の事務部局の職員

一般の事務職員	6 人
衛生センターの職員	7 人
小松加賀斎場の職員	2 人
計	15 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。